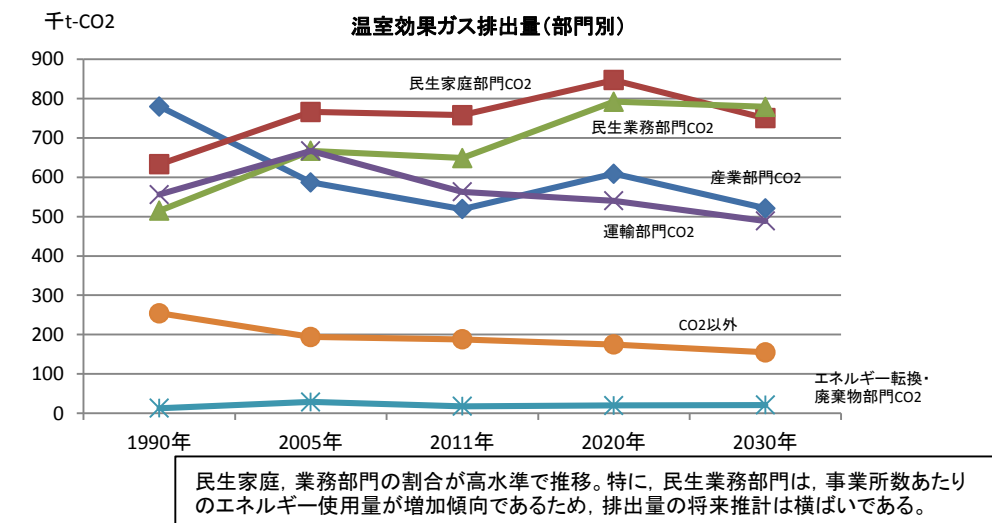
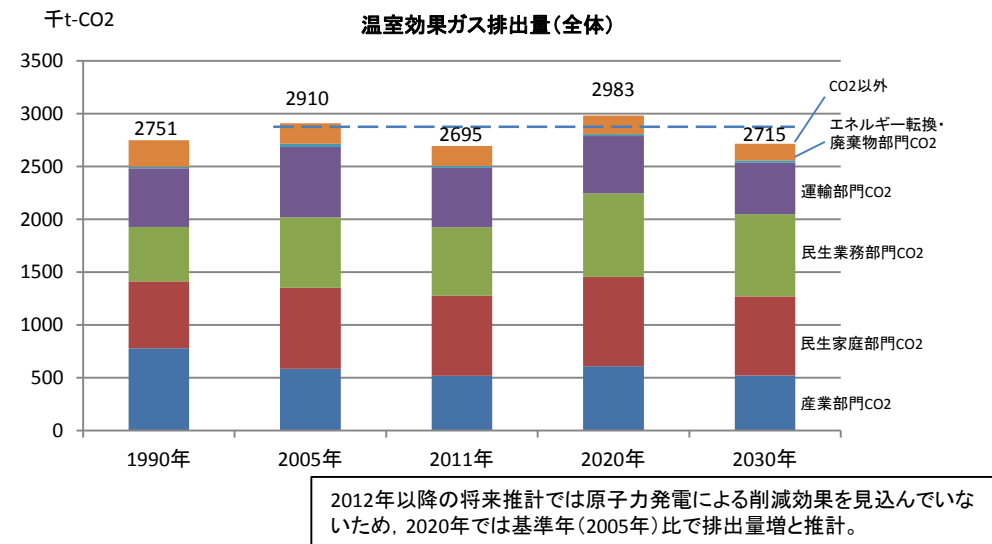
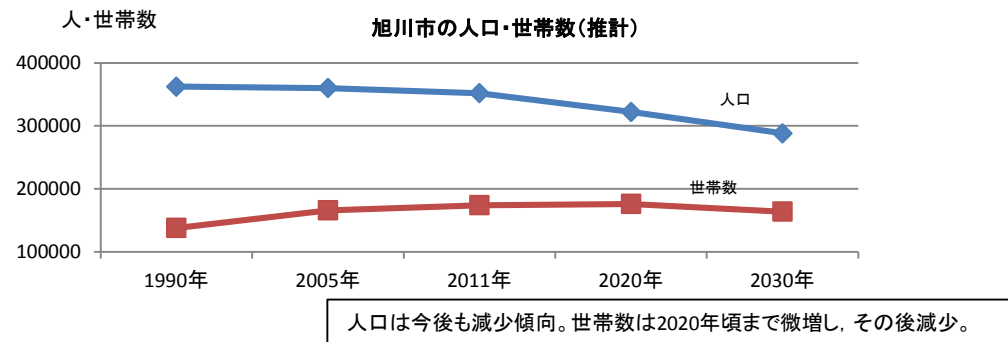


### 策定の背景（第1章）

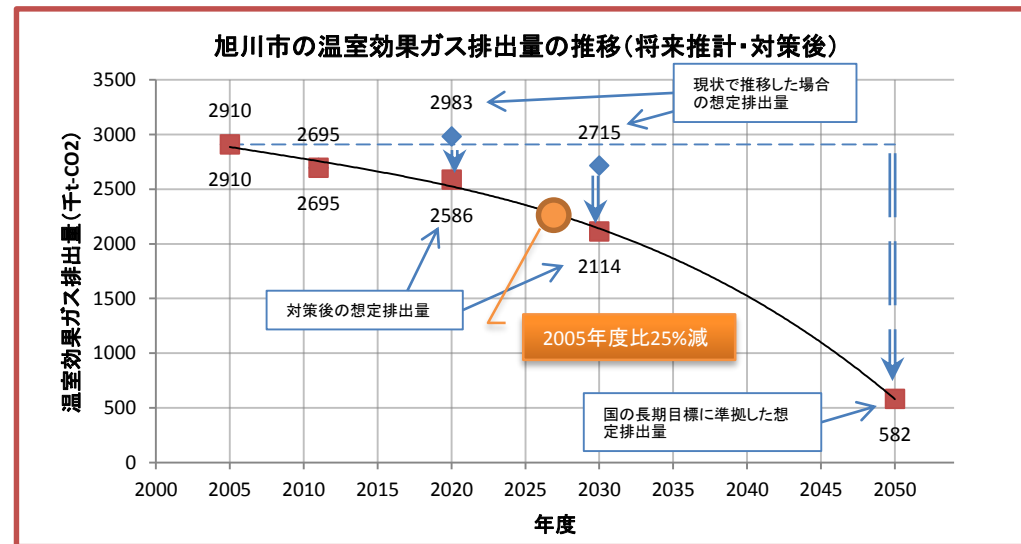
- 平成23年3月に策定した「旭川市地球温暖化対策推進方針」において、「今後、国から地球温暖化対策に係る計画や各種施策が示され次第、その時の社会情勢などを踏まえ、速やかに本市としての地球温暖化対策実行計画を策定します。」とした。
- 東日本大震災を契機とするエネルギー施策などの見直しとともに、国の新たな温室効果ガス削減目標が設定された。（2020年度において2005年度対比3.8%削減）
- 平成25年3月に首相官邸地球温暖化対策推進本部において「当面の地球温暖化対策に関する方針」が決定
- 同年11月に国連気候変動枠組条約事務局に対して、新たな温室効果ガス削減目標を登録
- 道内自治体では、北海道、札幌市においても、平成26年度に実行計画の削減目標が改正されるなど、関係地方公共団体との連携と計画の整合性を図るために、当初策定した推進方針を実行計画に移行し、実効性の高い地球温暖化対策に取り組むこととする。

### 現況推計・将来推計（第2章、第3章）



### 対策・施策・想定削減量（第4章）

基本方針	対策	施策	想定削減量(千t-CO2)	
			2020年度	2030年度
1 地域の特性を生かした再生可能エネルギーの利用促進	(1)再生可能エネルギーの利用促進	ア 再生可能エネルギーによる発電(太陽光等)	23,535	32,649
		イ 廃棄物によるバイオマス発電	1,230	5,849
		ウ 再生可能エネルギーによる熱利用(地中熱、木質バイオマス等)	3,400	6,800
2 環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの推進	(1)エネルギー利用の効率化	ア 運用管理による低炭素化促進	211,749	330,632
		イ 地球温暖化防止行動、省エネ行動の推進		
		ウ 家庭エコ診断		
	(2)建築物、設備等の省エネルギー推進	ア 省エネ改修、新築物件の低炭素化の促進	18,241	33,115
		イ 高効率設備・機器の普及		
		ウ 次世代自動車の普及促進		
(3)フロン類対策	ア ノンフロン製品の導入	137,060	189,445	
	イ フロンガス使用製品の適正管理			
	ウ 適正な土地利用			
3 緑あふれるコンパクトなまちづくりの推進(公共交通機関の利用促進、エネルギーの面的利用、緑地保全等)	(1)公共交通機関の利用促進と都市機能の集積	ア 自転車、公共交通の利用促進	2,013	2,861
		イ 自動車交通の合理化		
		ウ 適正な土地利用		
(2)エネルギーの面的利用	ア 工場排熱等の熱利用システムの検討	-	-	
	イ 工場排熱等の熱利用システムの検討			
	ウ 工場排熱等の熱利用システムの検討			
(3)緑地保全	ア 緑地の保全、緑化の推進	-	-	
	イ 緑地の保全、緑化の推進			
	ウ 緑地の保全、緑化の推進			
4 ごみの減量化や3R推進による循環型社会の形成	(1)廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等	ア 排出抑制(有料化、普及啓発)	-	-
		イ 多量排出事業者対策		
		ウ リユース、リサイクル		
5 市民、事業者、市の協働による温室効果ガス削減に向けた行動の推進	(1)地球温暖化対策の普及啓発と低炭素地域づくり	ア 各種イベント、環境学習による地球温暖化対策の啓発活動	-	-
		イ J-クレジットの普及拡大		
		ウ 環境マネジメントシステムの導入		
想定削減量合計			397,228	601,351



年度	2005	2011	2020	2027	2030	2050
温室効果ガス排出量(千t-CO2)	2,910	2,695	2,983	-	2,715	-
想定削減量(千t-CO2)	-	-	397	-	601	-
対策後の温室効果ガス排出量(千t-CO2)	2,910	2,695	2,586	2,193 <sup>※1</sup>	2,114	582 <sup>※2</sup>
基準年度(2005年度)比の削減割合	-	-	11%	25%	27%	80%

※1：各年度の対策後温室効果ガス排出量から導き出した回帰曲線より算出した。  
 ※2：国の長期目標に準拠し、基準年度の80%減の排出量とした。

### 削減目標(案)（第3章）

2027年度までに 25%削減(2005年度比)

### 市民・事業者・市の役割と行動（第5章）

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への関心を持ち、できることから行動する。</li> <li>省エネルギー、省資源につながる環境にやさしい行動を実践する。</li> <li>地球温暖化対策に関する取組に積極的に参加する。</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員への環境教育を行い、環境意識の浸透を図る。</li> <li>環境負荷の低減に向けた事業活動を推進する。</li> <li>地球温暖化対策に関する取組に積極的に参加する。</li> <li>市民等に省エネで高効率なものを提案する。</li> </ul>
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化防止に関する情報を発信し、温室効果ガス削減に向けた取組の普及啓発を行い、低炭素地域づくりに取り組む。</li> <li>市民、事業者が行う地球温暖化対策の活動に協力する。</li> <li>省エネルギー機器や新エネルギー設備の普及促進を図る。</li> <li>市の事務事業について、自ら率先して地球温暖化防止の取組を推進する。</li> </ul>

<行動1>	再生可能エネルギーの積極採用
<行動2>	消費エネルギーの削減 ①効率の良いエネルギーの利用 ②エネルギー消費量の軽減 ③省エネルギー機器の導入
<行動3>	温室効果ガス排出量の少ない交通、運輸手段への移行 ①公共交通の利用促進と自動車利用の見直し ②効率的な交通・物流システムの活用
<行動4>	緑化・森林整備の推進
<行動5>	ごみ減量、リサイクルの推進 ①廃棄物の発生抑制(リデュース) ②製品の再使用(リユース) ③再資源化(リサイクル)
<行動6>	地球温暖化対策の普及啓発

### 推進体制・進捗管理（第5章）

